

令和 8 年度 上田市看護師確保修学資金 募集要項

令和 8 年度の上田市看護師確保修学資金の募集については、上田市看護師確保修学資金貸与条例（令和 5 年条例第 6 号。以下「条例」という。）及び上田市看護師確保修学資金貸与条例施行規則（令和 5 年規則第 22 号。以下「規則」という。）に基づき、この募集要項により実施します。

■ 制度の概要

1 目的

本制度は、市長が指定する市内医療機関を主として看護師として従事する意思のある上田市出身の看護系大学生に対し、修学資金を貸与し、地域における看護師確保を図り、上田市民への安定的な医療提供体制を確立することを目的とします。

2 貸与対象者

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学の看護学を履修する課程の 1、2、3 年生に在学していて、卒業した年度の翌年度から速やかに市長が指定する医療機関において看護師として従事しようとする意思を有し、本人または本人の扶養者が市内に居住している者。

4 貸与金額

年額 40 万円とし、半期ごとに 20 万円ずつ貸与します。

5 利息

修学資金には、利息を付けません。

6 貸与期間

貸与は、決定した年度から大学を卒業する年度までとします。

貸与は年度ごとに改めて申請が必要であり、通算 4 年を限度に、大学在学中の継続申請も可能です。ただし、条例第 8 条の規定による休学等の期間は、修学期間には含まないものとします。

7 指定医療機関

規則第 2 条に該当する医療機関とします。

- (1) 市内に所在する医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条の規定により許可を受けた病院
 - (2) 依田窪医療福祉事務組合国民健康保険依田窪病院
 - (3) 市内に所在する医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条の規定により許可を受けた診療所
- 指定医療機関一覧は、『■ 申請手続きの 5』に記載した上田市ホームページから確認できます。

■ 申請手続き

1 提出書類

次の書類をすべてご提出ください。

申請書様式等は、『■ 申請手続きの5』に記載した上田市ホームページのURLからダウンロードすることができます。

ご来庁いただければ、様式をお配りすることもできます。

なお、書類に不備があった場合は、申請を受け付けられないことがありますので、ご了承ください。

ア 修学資金新規貸与申請書（様式第1号）

申請者と連帯保証人がそれぞれ本人で記載してください。

イ 看護系大学の在学証明書又は合格通知書の写し

ウ 看護系大学における学業成績を証明する書類

修学年数が1年に満たない場合は、卒業した高等学校の学業成績を証明する書類。

エ 個人情報の取り扱いに関する同意書

提出者	提出様式
申請者	様式第7号
連帯保証人2人	様式第8号（各1枚）

※扶養者が連帯保証人を兼ねる場合は、「エ」ではなく、下記「オ」をご提出ください。

オ 誓約書兼個人情報の取り扱いに関する同意書

提出者	提出様式
扶養者（連帯保証人以外）	様式第9号
扶養者（連帯保証人を兼ねる）	様式第10号

カ 申請理由書（様式第11号）

2 連帯保証人

以下の要件を満たす2名を連帯保証人としてください。

【要件】

- ① 市内居住者1人を含めてください
- ② 保護者1人を含めることは可能です
- ③ 同一世帯の者2人は選任できません

3 募集期間

令和8年4月17日（金）から令和8年5月29日（金）まで（必着）

4 書類の提出方法

- (1) 5の申し込み・問い合わせ先まで、郵送または直接提出してください。
- (2) 郵送の場合は、簡易書留または特定記録で送付し、封筒に「上田市看護師修学資金貸与申請書在中」と明記してください。

- (3) 直接提出する場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。(土日祝日除く)
申請者本人が上田市に不在の場合は、父母または親権者等による代理申請も可能です。
来庁前にご連絡ください。

5 申し込み・問い合わせ先

郵便番号：〒386-0022

住 所：長野県上田市緑が丘一丁目27番32号 メディカルサポートプラザうえだ 2階
上田市健康こども未来部 地域医療政策室 宛

電話番号：0268-75-5463

メー ル：iryu@city.ueda.nagano.jp

U R L：<https://www.city.ueda.nagano.jp/soshiki/iryu/80402.html>



■ その他

1 選考方法

貸与の可否決定は、書類審査及び面接選考により行います。
面接選考の詳細な日時については、後日通知します。

2 選考結果

選考結果は、本人に後日通知します。

3 契約

貸与が決定された者は、市長と貸与契約を締結していただきます。
その他必要な提出書類については、選考結果と併せて通知します。

4 返還免除

指定医療機関で看護師の業務に従事した期間が、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき、返還を免除いたします。

5 修学資金の併用

他の奨学金や修学資金との併用は可能です。

ただし、他の制度の条件により併用が認められない場合がありますので、詳しくは事前にお問い合わせください。